

公益社団法人川口市防火安全協会
令和 7 年 度 事 業 計 画

火災等の災害を防止するため、公益目的事業である防火知識の普及啓発及び防火防災管理者並びに危険物取扱者の育成を行い、防火防災管理と危険物安全管理体制の着実な推進を図る。

1 防火思想普及啓発事業

防火思想の普及啓発を図るため、次の事業を行う。

- (1) 秋・春火災予防運動に伴いポスター・チラシ等作成・配布
町会、事業所及び公共施設等に広範囲に配布し、火災予防を市民に広く呼びかける
- (2) 駅等不特定多数の出入りする施設等における火災予防の街頭広報の展開
秋の火災予防運動を市民に広く呼びかける
- (3) 「荒川ふれあいまつり」での消防フェア等の広報活動の展開
住宅防火を市民に広く呼びかける
- (4) 電光掲示板による火災予防広報
秋・春の火災予防運動を市民に広く電光掲示板により呼びかける
- (5) 防火意識の普及促進の一環としての広報活動の展開
春の火災予防運動を市民に広く呼びかける
- (6) 小学生消防体験教室
小学生の職場体験及び防火知識の普及啓発
- (7) (社) 埼玉県危険物安全協会連合会その他の防災機関開催の研究会・講演会等参加
防火防災業務関係者の参加を呼びかけ、安全管理体制への意識強化を図る
- (8) 災害防止研修会の開催
防火防災業務関係者の参加を呼びかけ、安全管理体制への意識強化を図る
- (9) 啓発資料「防火協会だより」の発行
事業所をはじめ防災関係機関に広範囲に配布し、防火防災意識の向上を図る
- (10) 「防災手帳」の作成・配布
事業所をはじめ防災関係機関に広範囲に配布し、防火防災意識の向上を図る
- (11) 「消防関係図書」の取扱い
防火防災知識の向上と安全管理体制の確立を支援する
- (12) ホームページによる防火思想の普及啓発
- (13) 防災ビデオ・DVD等の貸出
- (14) 優良事業所・優良防火管理者・優良危険物取扱者等の表彰

2 講習会等育成事業

防火防災管理者及び危険物取扱者等の育成と安全管理体制の促進を図るため、次の事業を行う。

(1) 事業所自衛消防隊の育成

市内事業所の自衛消防隊組織の強化及び消火訓練等を育成

(2) 防火・防災管理に関する講習

消防法の規定に基づく防火管理者及び防災管理者の資格取得講習並びに再講習

- ア 甲種防火管理新規講習 7回
- イ 甲種防火管理再講習 2回
- ウ 防火・防災管理新規講習 6回

(3) 危険物取扱に関する講習

ア 危険物取扱者保安講習

消防法の規定に基づく危険物取扱者の保安講習

- 給油取扱所 9回
- その他の施設 13回

イ 危険物取扱者試験準備講習会

危険物取扱者試験受験者のための試験準備講習

- 甲種 3回
- 乙種第4類 14回

3 その他目的を達成するために必要な事業

(1) 諸会議の開催

- ア 定款に基づく会議 総会、理事会
- イ その他会議

(2) 関係団体との密接な連携

埼玉県、消防局及び関係団体との連携を密にし、協会事業の円滑な推進を図る。